

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（374））
2. 日 時：平成29年9月26日 10時00分～12時00分
13時15分～15時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査、近田安全審査官、正岡
安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他9名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「57条 電源設備」について、提出資料を用いて説明があった。また併せて、高所淡水池の扱いについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 代替直流電源設備のうち、125VHPCS蓄電池を重大事故等対処設備として使用する場合の手順との関係及び供給範囲を明確にするとともに、概略系統図の直流125V予備充電器から非常用所内電気設備（I）（II）系へ直流電力を供給する設備について、重大事故等対処時に期待できる設備なのか整理して提示すること。
 - これまでも指摘しているが、技術的能力審査基準の適合状況及び重大事故等対処設備のそれぞれの資料について、両者における修正漏れ、不整合が多いことから、整合していることを確認した上でヒアリングを行うこと。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第57条）
- ・東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA57条）
- ・東海第二－玄海3／4技術的能力 添付資料比較表（SA57条）
- ・東海第二発電所 高所淡水池の扱いについて